

直接応募者への入社支度金制度について

このたび、常勤採用された方を対象に「入社支度金制度」を設けました。
条件を満たす方には、当法人より最大 20 万円の支度金をお支払いいたします。

【制度の内容】

求職者様からの直接応募により常勤としてご入職いただいた場合、ご本人に支度金として総額 20 万円を支給いたします。

支給時期は、ご入職後 3 か月経過した翌月の給与時および 6 ヶ月経過した翌月の給与時に、それぞれ 10 万円ずつをお支払いいたします。

【対象となる職種】

医療法人杉山会で募集しているすべての常勤職種

【支度金支給の対象となる応募経路】

当法人ホームページからの直接応募

電話またはメールによる応募

ハローワーク、看護協会（e ナースセンター）などを通じた紹介

※以下に該当する場合は、支給対象外となります

人材紹介会社や各種求人媒体を経由した応募で、別途紹介料等の支払いが発生する場合

法人関係者（ご家族・ご友人など）による応募

※関係者の方には、別途「紹介制度」をご案内しております。

【支給条件】

ご入職後、3 か月および 6 ヶ月経過時点で、常勤として在籍し、退職の意志がないこと
各支給対象期間において、所定労働日の 2/3 以上の勤務実績があること

～皆さまからのご応募を心よりお待ちしております～

令和 7 年 7 月
医療法人杉山会